

船舶事故調査報告書

平成29年8月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成28年12月21日 10時14分ごろ
発生場所	和歌山県和歌山市沖ノ島南東方沖 田倉埼灯台から真方位293° 1.6海里付近 (概位 北緯34° 16.5′ 東経135° 02.0′)
事故の概要	プレジャーボート ^{エフエックス} F X 24 5049 は、北進中、また、漁船 ^{さかい} 酒井丸 は、北東進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成29年1月6日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A プレジャーボート FX24 5049、2.6トン 252-26570 和歌山、個人所有 B 漁船 酒井丸、2.2トン WK3-20711（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、二級小型 B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 左舷船首部手すりに曲損等 B 右舷船首部外板に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、船首を北方に向けて機関を微速力前進とし、右舷船尾から釣り竿を出し、潮上りをして北進中、船長Aが、左舷船尾方から接近するB船を認め、A船の左舷側を通過していくものと思っていたところ、B船と衝突した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、約4ノットの対地速力で北東進中、船長Bが、操舵室で手動操舵に当たっていたとき、右舷側至近にA船を認め、機関を後進としたものの、A船と衝突した。 船長Bは、周りをよく見ていなかったため、A船に気付かなかったと本事故後に思った。
分析	A船は、船長Aが、A船を追い越す態勢にあるB船がA船の左舷側を通過していくものと思い、B船に対する見張りを適切に行っていなかったことから、B船が衝突のおそれのある態勢で接近していることに気付かず、B船と衝突したものと考えられる。 B船は、船長Bが、周囲の見張りを適切に行っていなかったことから、潮上りをしていたA船に気付くのが遅れ、A船と衝突したものと考えられる。

原因	本事故は、A船が北進中、B船が北東進中、船長A及び船長Bが、共に見張りを適切に行っていなかったため、両船が衝突したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・常時適切な見張りを行うこと。